

○会長 定刻になりましたので、第9回補助金適正化審査会を始めさせていただきたいと
思います。本日もお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

いよいよ大詰めとなってまいりましたので、今回最後ですね、個別の補助金の審査とい
うことになりますけれども、どうぞよろしくをお願いします。

最初に、事務局の方で資料等の確認をお願いします。

○財政課長 事前送付資料、席上配付資料について確認。

○会長 それでは、次第の2番目に第6回、第7回の審査会の会議録の確認がございます。
事前に送付された資料として、皆さんご確認いただいているとは思いますが、何かござい
ますでしょうか。

(なし)

○会長 特にございませんようでしたら、これで確定させていただくということで、よろ
しいでしょうか。

(了承)

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、早速議事の方に入っていきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、
今個別の補助金の審査、残りの部分ですね、本日は外郭団体等の補助金に関する審査と施
設建設の補助に関する審査ということになります。

それでは、まず、これまでどおり外郭団体等の補助につきまして、これについては1件1
件ご説明いただきながら審査を進めていきたいと思っておりますので、お願いします。

○事務局 団体の93番、シルバー人材センター補助金について説明。

○会長 はい。シルバー人材センター補助金に関しまして、いかがでしょうか。

○委員 議案書の中に貸借対照表が添付されていますけど、この中に、ページ数でいま
すと36ページになるんですけど、財政運営資金積立預金が貸借対照表5,600万円、それ
からOAシステム拡充積立預金が1,264万9,000円積み立てられていまして、何か拠点も多
くなって、OAのシステムを検討する必要があるというような書き方もされていただけ
れど、これの積み立ての根拠というのはどうなっているのでしょうか。

○高齢者施策課長 現在シルバーの方は、事業を拡充していくという大きな目標がござい
まして、現在全部手作業を基本に行っている部分を、手作業とそれからこのシステムを使
っている部分ですが、今後ますます受注拡大を目指していくときにはシステム化を図って
いく必要があるということで、今経費の積み立てを行っているところでございます。

○委員 もう一つ、財政運営資金積立というのも5,600万円ほどあるんですけど。

○高齢者施策課長 これは、前年度の経営状況を踏まえ、今後の収支計画等この事業を拡充していく部分での財政運営の積立金に資するものと考えてございます。

○委員 当初の予算の中に、この財政運営資金積立預金増加額が150万円、OAの方は特段予算措置をされていませんで、それで、補正予算ということで、財政運営資金積立預金増加額650万円、OAシステム拡充積立預金増加額650万円というふうに計上されて、その結果、特定預金支出がふえて、当期の収支差額が減って、次期繰越収支差額が減っている。これが固定資産として必要な預金であるのかどうかというのが、ちょっと気になりました。これがなければ、大分収支の差額に余剰金が出て、財政的にも正味財産1億400万円のうち、この特定預金で6,860万9,000円ですか、そのくらい残っているものですから、補助金に影響があるのかというふうな観点から見ました。

○高齢者施策課長 この運営では、事業収入は、契約額の10%を上乗せした事務費しかございません。基本的には、全部配分金としてその事業を提供した会員に配分をしております。長期的な運営を考えていくときには、やはり運営資金というものを確保していかなければいけません。今後の安定的な運営及び拡充という意味では、必要な資金ではないかというふうに考えてございます。

○委員 要するに、それは補正予算で急に必要になったということですかね。

○高齢者施策課長 補正で必要になったということは、当然、事業展開していく中で、当初よりも事業実績が伸びている努力の結果というところも含めて、そうした対応をさらに強めていくという考え方で上乗せをしたものというふうに考えてございます。

○委員 補助金の内訳や割合を示してほしいなと思っておりますが、いかがでしょうか。例えば、事業の単位とか、人件費とか、施設維持管理費というようなことを、わかりやすく説明をお願いいたします。

○高齢者施策課長 はい。17年度の総額が1億7,100万円余になってございますが、このうち常勤に関する補助金が約1億800万円でございます。それから、事業費としては300万円、その他が運営費というふうな割合になってございます。

○委員 事業内容のところ、事業費の中はいろいろ具体的に、生活援助、子育て支援、自転車リサイクル事業等というふうになっているんですけども、これらを見ていると、ほかの組織と重複するような活動も含まれているのではないかと思うんですが、これが例えばどういう形でどういう活動を、例えばシルバー人材センターには強めていってほしい

とか、区のそういうような要望であるとか、そういうことは補助金を支出する際には伝えているのでしょうか。

○高齢者施策課長 事業の拡大というのが一つの大きな目標になってございますが、今までの受託比率は、区の方から公費で委託する事業がかなり大きな部分を占めておりましたが、この辺も自主事業を、年々展開をしていただきまして、現在では54%ぐらいの公費の割合に減ってきております。これをさらに自主事業の割合を高めていただくということで、なるべく区からの委託事業を軽減していくような、そういう努力を法人の方には依頼してございます。

○会長 今の点とも若干重なってくるのかもしれませんが、どういう事業を営むかという点でいいますと、いろいろな事業者、企業であるとか、NPOとかボランティア団体とか、いろいろなものとかかなり重複してくる分野があると思うんですね。そうしたときに、このシルバー人材センターは、高齢者の雇用を支援すると、それから生きがいとかもあるんですが、そこのバランスをいろいろ考えていかなきゃいけないと思うんですけれども、そこら辺については、どのような考え方かお聞きしたいんですけれども。

○高齢者施策課長 今ご指摘のように、就労といいますが、結局雇用ではございませんので、可能な限り多くの会員の方に仕事を配分しながら、生きがいもあわせて働めていただくということですので、特に今地域の中で課題になってくるのは、例えば表具師というような小さい企業との共存という問題で、その辺のところのかかわり方をどうしていったらいいのかというのが一つのテーマになっております。今までは区が広報紙等を使って積極的にPRというようなことも行っていましたが、もう少し事業者との共存も含め、仕事のありようを考えていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 基本的には継続ということで、特にその趣旨に関してはよろしいのかとは思いますが、最後の私が質問した点ともちょっとかかわってくるんですけれども、いろいろな事業者、いろいろな団体の性格はあるでしょうけれども、都との関係の中でここにこれだけの補助金を出すということに関して、どういう意味合いを持つのかということを考えていくときに、やはり自主性、自立性をより強めていただくような補助金のより効果的な出し方ということはきちんと検討していただいた上で、継続していただくということかなと思うんですが、そのような考え方で整理させていただくということでよろしいでしょ

うか。

(了承)

○会長 ありがとうございます。

それでは、次に94番目の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局 団体の94番、杉並区文化・交流協会補助金について説明。

○会長 はい。いかがでしょうか。

○委員 決算書附属のこの収支決算ですが、収支計算書の最後のところで、次期繰越収支差額が載っていないんですけど、実際には2,500万円ほどあるんじゃないかと思うんですけど。

○会長 それがゼロになっているんですね。

○委員 はい。あと、正味財産増減計算書の期末正味財産合計額も何か489万とかという記載がありますけれど、貸借対照表を見ますと3,000万ほどありますし、計算書類に関する注記の次期繰越収支差額の内容も、ちょっと金額が貸借対照表等と、かなりの点で違っているような状況、あと財産目録も数字的によくわからないんですけど、これについてはどうでしょうか。

○会長 すぐには確認できないでしょうか。

○文化・交流課長 至急お調べして、後ほどご報告いたします。

○会長 わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。

○委員 事務事業評価表を見ますと、平成12年度に、杉並区文化振興協会と財団法人国際交流協会というものを統合したというふうにあります、確かにこれ、文化振興と国際交流というのは、何か似ているようでちょっと違う異質のものだと思うんですが、さらに見ますと18年度に両方を再度分離する予定であるということで、かなりそういう意味では、統合することによって何か不明確・不明瞭だったものが明確になるかなという気がするんですが、今後分離したときに、どちらの事業を重視するのかというのは、あらかじめ現時点で見解をお持ちなのかどうか。個人的には、両方とも同じウエートというふうな感じには思えないんですが、その辺はどうでしょうか。

○文化・交流課長 はい。当初統合したときには、二つの財政援助団体を持つよりは、一つの方が効率的にいろんな意味で運営していけるということで統合したわけですが、その後、統合のメリットとして文化と交流を合わせた事業展開もできたことから、一定の

成果は出ているんですけども、ただ、行政からの距離というものが、今委員がおっしゃるとおり、文化の部分と交流の部分と言えばやっぱり距離が違う、と。そういった意味で、今後は交流分野につきましては、民間の交流を促進していくということで、区から一定の距離を置いていくと。

また、文化の部分については、どうしてもこの地域の中で、一定限の文化の鑑賞機会だとか、そういったものを区民の方に提供していく上での必要性というのがございますので、どちらのウエートが高いかということとはなかなか表現しづらいところはあるんですけども、そうした関係で、行政により近いという意味では文化、一定の距離を離れていく方向で目指していくというのが交流と、このように考えて、距離を置くためにも二つに分かれて発展していった方がいいということで分けるということがございます。

○委員 協会の経営形態について、理事会に提起したとございますけれども、どのような内容なのかお示してください。

○文化・交流課長 はい。前回の理事会に今申し上げたような交流事業の分野等、文化事業の分野を分かれてそれぞれ別途の協会として発展していくということを区側から提起させていただきまして、現在、理事会で議論をさせていただいているところでございます。

○会長 補助金で言いますと、これは二つに分かれるということになるとどういうことになるのでしょうかね。どちらの側により多く支払われることになるのかとか。

○文化・交流課長 現状で補助金といいますか、この協会自体の全体のウエートとして、文化事業に大体87%、交流事業に13%というウエートで事業形態が行われていますので、単純にその比率で補助金が行くというわけではございませんけれども、そういったことをもとに、分かれた際、精査して補助金を出していくと、このようになっていこうかと思っております。

○委員 分離して事業費を減少するというか補助金を減少するというような書き方がされていますけれど、分離すると何かふえるような感触もあるんですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○文化・交流課長 はい。この協会自体の本質的な課題として、事業費のウエートもあるんですけども、人件費に一定限のウエートがあると。それは区の職員がかかわっている度合いが大きいところから来ているという部分もあるわけですけども、それは補助金の中にも見えない部分であっても、区がかかわっていると。先ほど申し上げたとおり交流事業につきましては、区から一定の距離を離していくということは、補助金の管理部門だけ

ではなくて、区側自体の人件費的な要素も補助金に見えない部分も、当然かかる部分が減っていくという意味で削減していくというような考え方でおります。

○会長 現在、この協会自体は、法人格は財団法人ではないんですか。

○文化・交流課長 はい。任意団体でございます。

○会長 任意団体になっているわけですね。わかりました。事業を進める上で、それぞれ別の形の方がより望ましいということで、かつ今言われたように、補助金だけの問題ではなく、より広い観点から効率的な運営、区のかかわり方が達成されるという方向で検討されているということですので、そういう方向で進めていただくという限りではよろしいんじゃないかなと思うんですけれども、ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、次に95番ですね。土地開発公社の方をお願いします。

○事務局 95番、土地開発公社事務費補助金について説明。

○会長 はい。いかがでしょうか。

○委員 補助金の話ではないのかもしれないんですけれども、区の財政に影響を与えるという意味でもしお伺いできれば、貸借対照表に公有用地で6億2,600万円余りの、用地と書いてあるので土地かと思うんですけれども資産が載ってしまっていて、その分、借入金ですね、金融機関、杉並区から借入金が6億2,600万円あるわけなんですけれども、これは公社で所有している必要があるのかということと、これを処分した場合の区に与える財政的な影響というのは、いかがなものでしょうか。

○経理課長 この6億2,630万9,809円というものですけど、土地の価格でございます。これは下井草に、公園用地として公社が15年度に買ったものでございます。

これを区にまだ売らずに公社が持っているという理由ですけれども、来年度、区に売却を予定しております。今、みどりの計画というのがありまして、それに基づいて、来年度になりますと国の方から補助金を受けることができます。そのタイミングに合わせて、公社から区が買い取るということで、それまでは公社が待っているということになります。全額、区が買ってもらうということで、その時点で負債はなくなるということです。

○会長 ほかにいかがでしょうか。これは、従来、補助金であったものを負担金に変えるということですね。

○事務局 当初から、本来であれば負担金という形で支出するべきものかなというふうに

考えてございます。

○会長 いかがでしょうか。そういうことになりますと、この補助金の適正化審査会の手から離れるということでもございますけれども、土地開発公社そのもののあり方とか、そういうこともあろうかと思いますが、これはこれでということでもよろしいでしょうか。

(なし)

○会長 はい。ありがとうございます。

では、次に96-1ですね。財団法人障害者雇用支援事業団の補助金ですね。

○事務局 96-1、財団法人障害者雇用支援事業団補助金について説明。

○会長 はい。いかがでしょうか。

○委員 ちょっと見方を教えていただきたいんですけど、事務事業評価表の成果指標名ですけれど、就職者数（事業団からの就職者、平成10年度～累計）と書いてあるんですけど、これは当該年度の就職者数じゃなくて、平成10年度から累計して何人就職したかということであるとすると、17年度の計画で人数が大分16年から減ってしまっているんですけど、これ、見方を教えていただけますか。

○障害者施策課長 これにつきましては、今後ふやしていくという計画なんですけれども、その中で作業所等との連携によるものを17年度以降独自に計画しているもので、実際には17年度の計画では25名程度を予定しております。

それと、累計ということもございますけれども、それにつきましてはちょっと修正をさせていただきたいと思います。累計として幾つになるかは今すぐ出せないんですけども、一応修正をさせていただきたいと思います。

○委員 ということは、14年と15、16までは累計というふうに読んでよろしいんですね。

○障害者施策課長 これにつきましては、事業団そのものからの就労という形でとらえておりまして、今後につきましては作業所と連携した数値等を入れていきたいということで、累計ということではなく、単年度という形で数字をとらえていただければと思います。誤記ということにさせていただければと思います。

○会長 各年度に新たに就職した人の数ということですね。

○委員 この補助金審査表を見ますと、補助金予算額で16年度、17年度というのは、14年度、15年度と比べると若干ふえているように思いますし、決算額にしても、16年度は14年度、15年度と比べると少しふえているんですが、これは何か、どのような理由によるんでしょうか。

○障害者施策課長 これにつきましては、16年度ジョブコーチ及び定着支援アドバイザーを増員したものでございます。

○会長 区からは、補助金として出ているのと、それから委託事業もありますね。人件費、管理費との関係でいくと、この補助金が入っている分の比率といいますか、どれぐらいなのかということと、それから、補助金の中では今言われた事業に対する補助もあるようですけれども、こちら辺は補助金という形なのか、あるいはやはり委託という形に切りかえた方がいいものなのか。その点、2点ほどお伺いしたいんですけれども。

○障害者施策課長 人件費比率については、計算上からいきますと約半分が人件費という形になっております。それから事業費につきましては、交流館等の委託事業ということも入っておりますので、そういった点では、交流館につきましては、来年度、この雇用支援事業団から違う団体に移すということで考えておりますので、その委託部分につきましては、18年度以降別なところの指定管理者制度ということで移行する予定でございます。

事業費につきましては、その他委託ということよりも、実際には雇用支援事業団の実質的な運営部分になりますので、純然たる補助部分ということで残ってくるかというふうに思っております。

○会長 今、委託の件、施設管理だと思うので、指定管理者制度とかそういう話で、これはもう既に別の団体が受けるということが決まったのか、あるいは、まだはっきりしていないのか、それがこの団体の経営に対してどういう影響を与えて、それが補助金にどういう影響を与えるのかという点では、今のところ見通しとしてはどうでしょうか。

○障害者施策課長 こちらにつきましては、今、高円寺障害者交流館という、同じ交流館を運営している団体に、二つ運営することによって、より効率的な運営を図るということで、杉並区の障害者団体連合会という当事者団体の方へ指定管理者として運営をお願いする方向で、一応、当事者団体等もほぼ合意が得られておまして、最終的には第4回の区議会定例会の中で条例改正が必要になりますので、今、準備を進めているところです。

団体の経営の問題でございますけれども、むしろそういった委託事業を切りかえますことによりまして、より障害者就労支援に特化した形で、先ほど申し上げましたジョブコーチとか定着支援ということで一貫した就労支援が図れるということで、この事業団自体もアクションプランでそういう形で中長期計画を立てておりますので、そういった方向により一歩進めるということで期待をしているところでございます。

○会長 特に、ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、次に、財団法人杉並区勤労者福祉協会補助金をお願いします。

○事務局 団体の96-2番、財団法人杉並区勤労者福祉協会補助金について説明。

○会長 はい。いかがでしょうか。

この審査表の協会の運営の見直しというのは、どういう方向での見直しであるのか。それから、協会派遣職員もメンバーに含めてというのは、検討をする作業にメンバーが加わっているということなのか。派遣職員のあり方というわけではないですね。どういうことなのか、もう少しご説明いただけますか。

○産業振興課長 協会の方においては、それぞれ理事がいますので、理事をメンバーとして提言をあり方も含めて検討しているということで、例えば今大企業の場合は、アウトソーシングで福利厚生事業をやる場合もあるんですけども、そういう中小のそういう協会とかのを束ねて受けて受託できるような、そういう業界も今はぼつぼつあるようですので、そういうのも含めて検討しています。

あと、区の方としても、また派遣の職員もいますので、そういういろんな情報交換も含めて、区の方としても検討するというところでございます。

○会長 いかがでしょうか。

○委員 附属の決算書の財産目録で固定資産のところに、給付資金積立4,800万円余りと運営資金積立ということで3,300万円余り、それと、あとその他の固定資産で預託金ということで2,000万円計上されていますけど、これの根拠を教えてください。

○産業振興課長 単年度で見ますと赤字になっていますけれども、結局この運営積立と給付積立ということで、これは将来的に給付事業等がございますので、いろんな祝金の支給とか、そういうのも含めて将来的に安定的に事業を運営していく上で、特定のそういう預金ということで積立預金をしているところでございます。預託金の2,000万円につきましては、ちょっとこれ、協会の方に確認してみたいと思います。

○会長 はい。

○委員 積み立てるということは、将来負担が発生するので積み立てというふうに思うんですけど、先ほどお祝い金とかというお話でしたけれど、お祝い金を要するに現在価値に引き直して、今幾ら必要かと、そういうふうな計算根拠があるということですか。

○産業振興課長 いろいろな給付事業もございますので、会員がずっと長く入っていて年

齢が高齢化してくるというような場合は、例えば死亡した場合の見舞金とか、そういうものも含めてということでございます。

○委員 そういう場合には、通常は年金財政計算等を行って、積立額が中期でどのくらいの必要性があって積み立てるとかというふうな記載が行われているんですけど、今回計算書に関する注記には一切そういったことの記載がありませんけれど、その辺はいかがでしょうか。

○産業振興課長 詳細はまた確認してみたいと思います。

○会長 審査表の方で、協会の人件費は全額区の補助金が充てられていると。今までのものも補助金で人件費に充てているというものはあるんですが、この辺の考え方、こういう団体の性格等もいろいろあるかと思えますけれども、どの程度が適正なのかというのはなかなか難しいとは思いますが。全額充てているというこの点に関しては、所管の方としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○産業振興課長 やはりできるだけ削減をしていきたいというふうに考えてございますので、そういう意味では、自立化するためには会員の増強ということで、日常的に会員獲得をやって運動はしていますけれども、なかなか今、経済情勢等非常に厳しい状況でございまして、実際、目標どおりは行っていませんけれども、今年度も商店会等を回りながら獲得に努めているという話は聞いてございます。

○委員 事業内容の見直しということが補助金審査表の中にあるんですが、特にこの中で受益者負担の適正化ということが書かれているんですが、この事業報告書を見るとさまざまな事業内容が書かれているんですが、受益者負担の適正化という観点から、区としては例えばどういうところに、この協会には力を入れてほしいというようなことというのは、今後の改革の中である程度、要望というのは煮詰まっているのでしょうか。

○産業振興課長 協会の方もいろいろとアンケート等を取りながら、事業の例えば要領を変えるとか夜間にするとか、そういう中で受益者にどこまで負担してもらうかということなんですけれども、例えば、会員以外を対象の一般事業と会員さん対象の事業と二つ分かれていきますので、そういう意味では会員以外の方については、ある程度受益者負担的なものってもらうとか、会員についてはちょっと割り引いていくとか、その辺は兼ね合いの問題ですけれども、そういうものも含めて、あり方を検討してもらいたいと思っております。

○会長 福利厚生というのは、これは中小企業向けですけども、この役所の職員向けも含めていろいろなものがあって、どの程度のことをやればいいのかどうかというのはなかなか

か難しいところだとは思いますが、世の中全般的にかなり厳しい方向で向かってきている中で、今受益と負担の関係という点も見据えながら、その事業内容をきちんと見直していくということが必要になってくるんでしょうし、そうした場合、この協会、団体の性格とといいますか、そこら辺どうしていくかということもかなりかかわってくる点になるのではないかなと思います。

○委員 入会できる方というのが、従業員300人以下の中小企業で働く方、事業主の方というような書き方をしていますけれど、それ以上の会社あるいは杉並区の福利厚生に照らして、この事業の今後どんなふうな考え方をされているのかということと、人数的に会員が5,000人ぐらいでしたか、区の中小企業に勤めている人に対する5,000人の割合についても、どういうふうに考えていらっしゃるのか。あと、掛金収入、会員からの会費ですね、それが収入全体に占める割合、十何%、そういった割合についても、どんなふうなお考えなのかお伺いしたいんですけれど。

○産業振興課長 大企業、区内には300人以上という会社がほとんどございませんので、大体、杉並区の場合は、1人から4人ぐらいの会社が6割以上ですね。そういう意味では、ほとんど会員も、5,000人といいましても事業所が2,000ぐらいですので、ほとんどが商店関係の方が会員になっているというような状況でございます。区内事業所が2万事業所ぐらいございますので、それから数えると5,000人というのは、まだまだ会員数は少ないのかなというふうに考えております。

また、会員からの収入で見ますと、3,000万とかという状況でございますけれども、これも会費が月500円ということで、じゃあ、額を上げればいいのかというふうなこともございますけれども、やはりいろんなアンケート等をとりますと、大体杉並の会費というのは平均的な額でございますので、額を上げるというのは今の状況ではちょっと難しいのかなというふうに考えてございます。

○委員 先ほどちょっとお伺いした区役所の方と比較して、こういった中小企業の福利厚生の支援というのはどんなふうな位置づけというふうにお考えですか。

○産業振興課長 なかなか難しいんですけれど、区役所の場合もいろんな福利厚生がございまして、職員の中では頻繁に活用している方もいれば、会費を払ってもほとんど利用されていないというような方もございます。全般的に中小のこういう商店街の方なんかにとっては、そういう福利厚生という場がございませんので、こういう機会というのはある程度必要かなと。ただ、今、インターネットで、宿を申し込むとか、いろんな選択肢がござ

いますので、どこまでそれを広げていくとかというのは非常に微妙な時代ではあるのかなと思っています。

○会長 事業所数や会員数も、やや、このところ抑えられているとはいえ、やっぱり基本的に減少傾向ですよね。そこを含めてどう考えていくかということは出てこようかとは思っていますので。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 では、とりあえずそういうことにさせていただきます、それでは次に96-3の杉並区スポーツ振興財団補助金の方をお願いします。

○事務局 96-3、財団法人杉並区スポーツ振興財団補助金について説明。

○会長 これについてはいかがでしょうか。

○会長 外部監査報告書の要約も席上配付でお配りさせていただいておりますが、14年度に指摘を受けて、ここで打ち出されている考え方はそれを踏まえているということでしょうか、あるいは、14年度、一たんそれを踏まえた措置をとった上で、さらにこういう措置はということでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 社会教育スポーツ課長です。

外部監査の指摘等を踏まえまして、人件費の削減、それから指定管理者制度の導入ということで、これは既に18年9月までに管理運営を委託している施設には導入しなければいけないことで、その中で指定管理者制度を導入していきませんが、区としては、一部をプロポーザル方式、残りについては財団で、それから、区の直営があるという形で3通りの方法で、これからの体育施設の運営をしていくということでございます。

○会長 外部監査で受けたこの指摘の委託料補助金が不明確だというのは、それなりに現段階ではある程度明確に分けられているということでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 補助金と事業委託でやっておりますので、人件費のどの部分を事業上の人件費とそれから財団の職員の人件費と、これは明確というほどではないんですが、一応分けるようにしていますが、その分、指定管理者制度を導入することによって、財団の補助金というのは若干残りますけれども、基本的には大方が委託料になっていくということで、なお明確になっていくのかなと考えてございます。

○会長 いかがでしょうか。

○委員 今の質問にも関係するんですけど、席上配付された要約版の(5)のところ、

受益者負担のあり方等で何点か指摘されていますけれども、こういうことについてはその後どうなったんでしょう。

○社会教育スポーツ課長 利用料金の見直しですが、これについては実質上は行っておりません。ただ、ここで問題になりますのは、要は利用料金をそれぞれの施設運営に自由に使えないというような話が多々あります。指定管理者制度を導入する中で、利用料金は自主的に使うと同時に、サービスの向上を図って利用していただければ、利用料金も収入がないわけですから、その辺については、別な意味で、利用料金というのは自主的な事業を展開することによって、見直し以上の効果が上がるのかなとは考えてございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 この受益者負担にかかわるところですけれども、登録団体が余りにも多いという指摘を受けているんですが、登録団体になる基準はどういうものがあるんでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 これにつきましては、細かい部分はあるんですが、一定の人数と区民が半分以上ということで、登録団体にしております。ただ、登録団体については体育関係の団体が多いんですが、基本的には私どもの考えでは、ただ単に登録して運動しているだけではなく、スポーツの普及にも当たっております。一つの考えでございますけれども、登録団体からは、講演等の共催事業などでそれなりの区への還元はされていると考えております。

○会長 職員数が、絶対数としては非常に多いと思うんですけれども、ここら辺は常勤、非常勤とか、あるいは区からの派遣の職員もいるわけですけれども、その内訳はいかがでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 経営評価表でなくて、直近の数字でございますけれども、固有職員が全部で106人、それから、区の派遣職員が13人でございます。固有職員の中でも、1日の4時間半の勤務の職員とそれからの8時間勤務の職員というふうに分かれておまして、その辺については事業のあり方によっては職員の採用を考えてございます。

○委員 今の人の数のことでいいますと、職員数を131人から119人に12名削減と書いてありますけれども、12名の内訳は今言われた固有と派遣の方ではどうなっているんでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 派遣職員については削減してございません。固有職員の削減を図ったということでございます。

○委員 あと、収支予算ですけれども、予算額と決算額で補助金と受託金が大分大きく下が

って返還金ということで、区の補助金の方の返還額は6,166万円、受託金の返還金が2,540万円というような記載がされていますけれど、これはどのような計算の仕方での返還というのは決まるのでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 貸借対照表の中でも8,038万7,000円と出ておりますけれども、基本的に実際の区の補助とそれから利用料収入がございます。利用料収入、その辺で翌年の繰越額等を掲載しまして、区に必要でない経費というのは返還することになっているんですが、実際の細かい計算については聞いてみなければわからないんですけども、基本的には翌年度の繰越の事業運営等を含めて、余剰金については返還していただくということになっております。

○会長 固有職員が106名ということですが、これ、具体的に例えば何とか教室とか、そういうものをやっているということなんですか。どういう業務をされている人になるのでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 それぞれの体育施設、体育館とか運動場がございます。その直接処遇の職員でございます。ですから、財団本部でなくて、体育館とかプールとかそちらに直接いまして、業務を行っている職員でございます。

○委員 この現状のところですね、これに区の補助金のうち3億5,800万円ほどが人件費で占められているというのは、これは団体職員の106名ですね。この106名に支払われた給料のようなものになるわけですか。

○事務局 106名と、あと派遣職員分も含んでございます。

○委員 派遣職員は、区から派遣されているから、区から給料が出るんじゃないんですか。

○事務局 いや、完全に身分が民間になりますから、補助金として出してございます。

○委員 そうすると119で割ると、相当高給になるんですか。

○会長 勤務時間が先ほど4時間半と短時間のもあります。

○委員 8時間の方もおられますね。

○会長 単純に割ると、それほどの額にはならないですよ。

○事務局 ざっと割りますと300万8,000円ほどでございます。

○委員 派遣職員で別々に割ると、派遣職員の方は730万円ですから、大分ちょっと一緒に割るといえるのでしょうか。

○会長 業務内容と違いますか、役職も違う。派遣職員は、当然違いますよね。

○委員 13名で9,500万円です。相当の高給取りになるわけですね。

○会長 一昨年、もちろん平成14年に外部監査もあったということで、この委託料と明確にし、さらに指定管理者制度を来年度一部導入するということですので、そことの関係で補助金をどうするかという点は、きちんと整理していかなければいけない点ではないかと思っておりますので、その点の検討をさらに進めていただくということになるかと思っております。ほかにはよろしいでしょうか。

(なし)

○会長 では、次にいきましょうか。これで外郭団体については、一応、一通り見てきたということになりまして、次に、施設建設につきまして、これは一括ですね。審査表にはナンバーが入っておりませんが、よろしくをお願いします。

○事務局 施設建設助成について説明。

○会長 はい。いかがでしょうか。

○委員 おとといでしたか、テレビを見ておりましたら、特別養護老人ホームのいわゆる入所待機者の数が、全国だと思んですが34万人いるというようなことが報道されたように思いますが、区の9施設で待機している人数がもし把握できておりましたら、お教えいただきたいと思んですが。

○高齢者施策課長 7月末で1,700人余でございます。

○委員 そうしますと、この9施設ぐらいじゃ、とても足りないわけですよ。重症の方が優先的に入るといようなことも報道はされていましたがどうかでしょうか。1,700人が待機されているということですが、かなりの重症の度合いの人も待機しているんですか。

○高齢者施策課長 7月末の区内9施設の平均的な介護度は3.87という数字になってございます。大体4に近い方が実際の入所の方になってございます。現在、先ほど申し上げましたような状況がございまして、15年10月から入所の申し込み方法が従来申し込み順というのが基本でしたが、本人の介護度の状態や住居の状況、それから介護者の状況、これらを点数化しまして9点以上、最高13点満点で9点以上をAランクというランク別に分けまして、Aランクの方が優先度の高い方ということで、その中で施設の状況に応じて、男女別とかいろいろな要素がございまして、そうしたことを勘案しながら入所者を決めていただくということで今進めてございます。現在、実際入った方が待っている期間は平均しますと現在は1年、今年3月の段階で1年3カ月ぐらいの状況になってございます。

○委員 介護者がいなくなった場合などは、優先的に特別養護ホームへは入所できるので

しょうか。杉並区の場合は優先的に例えば紹介するとか、あるいは一応それぞれの施設にお願いするとかということにはなさっているのでしょうか。

○高齢者施策課長 施設ごとにどういう方を入所させるかということは、地域の住民の方も参加して、施設の中で判定委員会を設置することになってございます。ただ、緊急性の高いものについては、当然その施設の中でも先ほど言ったAランクの中かつ当然それは一定前に申し込んだ方が中心になりますが、新しく申し込まれた方でも、緊急性の高い方についてはそうした一定の配慮がされているものと思います。

○会長 この施設、一括しての形になっておりますが、ほかにいかがでしょうか。

○委員 債務負担行為予算により議決ということで、償還金の助成を行うことによって、債務の平準化が可能であるということですが、当然何十年にわたって、この補助金を支出する必要があるわけでしょうけれど、その累計額というのは把握されているのでしょうか。

○高齢者施策課長 現段階で、これは特別養護老人ホームだけではないんですが、債務負担行為としては20年間を考えてございますので、これまでかなりの施設について補助をしまいりましたので、全体としては100億円を超えるような金額になっているものと認識しています。

○会長 いかがでしょうか。先ほどのお話のように、待機者がたくさんいてニーズがあるということでの必要性がよくわかるわけですが、ここの補助金のあり方としての論拠として。

○委員 高齢化に伴う施設の需要は増すばかりという現実はわかったんですが、受け入れ先の施設建設助成だけでは、不可能ではないのでしょうか。施設建設への助成は継続すべきと私も考えるんですが、民間事業者の方はどうなっているのでしょうか。幾つか数があるのでしょうか。

○高齢者施策課長 特別養護老人ホームについては、国の補助が入っておりますので、この場合は、社会福祉法人しか建設助成の対象になってございませぬので、民間事業者、営利法人というのは該当してございませぬ。ただ、東京都の場合は、認知症グループホームの場合は、株式会社等の営利法人に対しても一部補助を始めており、そういうものについては、区はあわせて上乗せをしている部分がございます。しかし、その他の施設については、営利法人についての補助はないというのが原則になってございます。

○委員 ないとおっしゃいましたけど、補助すべきかと私は考えるんですけど。

○高齢者施策課長 施設もいろいろな種類があるわけですが、例えば有料老人ホームは営利法人が設置しているものが多いわけですが、これについてはもう自前で、むしろ利用者の方がそのかわり高い利用料、契約金等を払って入所するという、その中ではそうしたもので区が補助をして整備をしていかななくても、十分現在の中でもそうした整備が行われますので、当然必要なところにやはり重点的に整備をしていく、補助を考えていくべきというふうに考えてございます。

○会長 仮に考えるとしても、事業者に対する補助が必要かどうかという、今のところは余り考える必要はないだろうということだと思っております。これに関してはよろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

(なし)

○会長 ありがとうございます。これで一通り、本日、審査すべき外郭団体等に対する補助、施設建設に対する補助を見てまいりました。これで、全体の個別の審査が終わったということになります。そこできょう議事の次第の方にも載っている二つ目のテーマとして、この審査会での今までの議論をどういうふうにまとめていくことになるかということになります。次回が最終回ということになりまして、そこで取りまとめて報告書を完成させるということになります。

前回もお話いたしましたように、もう既に一わたり見た中で、この補助金審査表で区としてもこういう考え方という中で、我々もそうだろうという部分は、それはそれで大体よろしいのではないかと。ただ、幾つかこの審査会の中でも意見が出て、まだ最終的な方向としてどうかということで結論が出ていないものも残ってございます。そこに資料も含めまして、事務局の方から少しご説明いただきましょうか。

○財政課長 それでは、補助金適正化一覧表というA3のものをご用意しました。団体が3枚、個人が1枚でございまして、ただいま会長からご説明がございましたとおり、この表で見ていただきますと、中ほどに基本的な考え方というところがございます。ここに記載があるものにつきましては、事務局の方で作成した審査表の適正化の方向について、特段の問題がないといえますか、ご議論がなかったものということで、それを了承していただけたものと判断いたしまして、そこに考え方とそれから次には丸印が打ってございますが、継続、縮減、廃止、終期、委託金化ということで、その方向性につきましても記載をしているものでございます。

その基本的な考え方について記載がないものにつきましてはまだ結論が出ていないとい

いますか、まだ検討の余地があるということで、審査会の中でご意見が出されたものでございまして、その意見につきましては、一番右側の審査会の意見というところに、その概要といたしますか、ポイントを記載しているものでございます。

全部でこの数を数えましたところ34件ございました。類似のものもございまして。どうでしょうか、順に一通り見ていただけますか。

○会長 幾つかくくれるものもありますが、くくるといいましてもどうやったらいいかというのは非常に難しいこともございますので、やっぱり一つ一つ見ざるを得ないですかね。まだ決着がついていない審査表をまとめて今お配りいただいたんですが、その順に見ていくということで、改めてここで全部読み上げて説明していただくということはいたしません、見ていくということでよろしいでしょうか。

○委員 区の方として、この補助金について、今後の財政再建に当たって、例えば人数なんかは何人削減とかという目標を掲げていますけれど、そういったもので補助金に対して何か考えがあるのでしょうか。

○財政課長 一律に例えば何%カットとか、何割カットとかといった目標は設定してございません。

○委員 財政再建に当たってこのくらいになるといいんだとか、そういうようなものもないんですか。

○財政課長 数字として、設定している目標はございません。

○委員 委員会として、補助金というのは効果がどこまで出せばいいのか、あるいはどこまで出さなきゃいけないのかというものがはっきりしていない、成果が見えにくいという意味で、例えば一律何割削減というような考えというのはないのでしょうか。

○会長 それは、この場でどう考えるかということになるかと思いますが。

○委員 今、個別には見ない。

○会長 個別の問題とそれから一律にそういう視点から見て行って考えるということは、一律削減ということもあるでしょうし、別の意味での一律といたしますか、例えば補助金と委託金を両方出しているところをどうするとか、そういうような切り口で見ていくという幾つか切り口はあろうかとは思いますが。そういう点でもご意見をいただきたいところですが。

全般にかかわるといえば、そうですね、一律という点でいえば、金額とか補助率とか、そういうものをどうするかということはあるかと思いますが。それは委員としてはお考

えが特にあるようでしたら。

○委員 区としてどういうふうに考えているのかお伺いしたかったんですけども、今のところないというお話で、今回の見直しを行った結果、縮減とか廃止でどのくらいの効果が出てくるのか。ここには金額は一切、いただいた表にはないものですから、それもお伺いしながら考えなきゃいけないんじゃないかというふうに思ったんです。

○財政課長 今回は、有効性でありますとか、客観性でありますとか、公平性でありますとか、そういう観点から1件ごとに審査をしていただいて、結局その積み重ねがふえるのか減るのかということがありますけれども、その積み重ねといいますか、その結果というふうに考えてございまして、初めから目標を設定しているということは考えておりませんでした。

○会長 本当に、もう、これだけ減らさないとやっていけないというところまで追い込まれているわけではないのか、それだけまだ余裕があるのか何なのかよくわかりませんが、もちろんここで一律に削減すべきだと、例えば1割カットとかということは言えなくはないかとは思いますが、最終的にやはりそういう数字をこの場で言って、あと、区としてどう対応していただくかということもございまして、我々が言ったところで、それがそういうふうに具体的に示し過ぎますと、なかなか尊重していただくというのが難しいということもあろうかと思っておりますので、例えば一律にある程度削減すべきというぐらいのことは、言うとなればそれぐらいになるのかもしれませんが、ただ、一律が本当にいいのかどうかということも議論していただかなければいけないところです。

○委員 この会の初めのときに、たしか、区で組んだ補助金予算というのが40億円でしたか。それで、昨年度あるいは15年度に大分区に返還ということがいろんな項目で出てきましたけれども、その返還率といいますか返還金額が具体的におわかりでしょうか。40億円から、現在何億円ぐらい戻ったかということが。昨年の統計は無理だとしても15年度とか、そういうものは出ていないんですか。

○財政課長 区に返還された補助金がどのくらいあるのかということですね。

○委員 おのずと予算なんかもまた削減しなくてもこのままで組んでもいずれまた幾らか戻るといことも考えられると思うんですが。それでも、おおよそはわかっているのでしょうか。

○財政課長 数字は直ちには出てこないんですが、ほとんどの補助金は恐らく返還というのはないですね。先ほどスポーツ振興財団からの返還というのがございましたけれども、

あれは本当のレアケースだと思います。

○委員 であれば、予算が足りなければ、また見直さなきゃならないということは出てくるかと思えますけれど。

○会長 必要以上にもらったとしても使い切っているだろうと考えるのが一般的なものですから、今言われたように一律に削減という発想も出てこようかとは思うんですね。

○委員 全体の認識なんですけれども、最初に区の方からお話を伺ったときのイメージとしては、先ほど総額削減というお話もあったんですが、私のイメージとしては総額に関してはあくまでも中立的であっても構わないというようなイメージでとらえていて、ただし、個別については削減できるところは削減して、もっとめりはりをつけて新たなる政策的な支出をする余地を持ちたいというような、要するに硬直性を回避したいというようなイメージでとらえていたんですが、そういうような形なんでしょうか。ちょっとそのところをはっきりさせて。

○財政課長 委員のおっしゃるとおりで、私どもも同じ認識でございます。

○会長 いかがでしょうか。

○委員 今個別で見てきたわけですが、全体を通して補助金を5年ごとに必ず見直し、審査を経るとか、それから補助金依存率が何%以下でかつ補助金額が何十万円とか何万円以下とか、そういったものについては、原則として見直すとか、何かそんなような形も考えられるのでしょうか。

○会長 最初にどういう形で最終的にまとめるかというイメージを持っていた方がよろしいかと思えます。他の自治体の報告というものを少しごらんいただきながらどういう方向でまとめるかということで、事務局からご説明をお願いしますか。

○財政課長 今、委員から若干お話が出ましたけれども、まとめに向けての一例といえますか、参考として本日席上にお配りをしてございます資料がございます。1枚は、他市の補助金見直し状況というA4の横の裏表の印刷のものがございます。これは当区でつくったものではなくて、別の自治体でつくっておりました資料を使わせていただいたんですが、表は我孫子市、柏市、つくば市、それから裏面が愛知県の日進市、それから愛媛県の宇和島市、それから豊島区、この六つの自治体での補助金の見直しの状況のアウトラインが記載されております。

基本方針と交付の基準、見直しの視点ということで記載されておりますけれども、考え方としては第三者機関を設置するとか、あるいは終期を設定して、要するにサンセット方

式のような形で終期を設定して、定期的に3年に一度とか5年に一度とかということで見直しをするとか、あるいは補助金の割合を2分の1に制限するとか、少額の補助金を整理するとか、そういった形でそれぞれ見直しがされているようでございます。また、ほとんどの自治体が第三者機関を設置して、その見直しに当たっての客観性や透明性を確保しながら審査をしているというような状況がうかがえるかと思えます。

それから、別添で、我孫子市と新宿区それから多摩市、それぞれの報告書の内容というんですか、スタイルといいますか、そんなものが若干でもおわかりになればということで、参考までにつけさせていただきました。

我孫子市は補助金の公募と市民審査ということで、これは公募の補助金も第三者機関を使って審議をする。それから、一度交付が決まった補助金についても3年間で白紙に戻して、また応募があった場合にはそのときにまた再審査するということで、常設の機関を設置して、3枚目は14年度の補助金交付についての提言、それから、その裏は15年度の補助金の交付についての提言ということで、公募の補助金を中心として常設のこうした機関でその補助金を審査しているという様子がうかがわれます。

それから、次に新宿区の補助金の審査ですが、これは当区の審査と同じように、各補助金、個別具体的に審査をいたしまして、2ページ目からが審査結果ですが、幾つかにグループ分けをいたしまして、特に審査委員会として指摘すべきものについて、幾つか補助金をピックアップして指摘をしている。最後に、別表としてすべての補助金の審査の結果の一覧というのをつけているという、そういうスタイルになっております。

それから、多摩市の補助金の評価市民委員会の中間報告で、ことしの8月に出たものですが、多摩市についても、基本的に1件1件の補助金について審査をするということですが、その前に補助金の性質ごとにグループに分けて分類をしています。この中間報告はそのグループで分類をした段階での意見といいますか、それを整理してまとめているということで、今後これを個別の補助金に、さらにその審査を進めていくというようでございますが、とりあえず、中間段階として次年度の予算の査定といいますか要望といいますか、それに対して反映させていくということで、中間報告ということでグループ段階での検討結果をまとめて報告しているというものでございます。

○会長 はい。ありがとうございます。

今ご説明いただきましたように、どういうふうな報告書、答申書のイメージかということをご理解いただくということで、またその中に盛り込むことも、実は形にかなりかかわ

ってくるところもございますので、事務局の方に資料を用意していただいたんですが、今の点で何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

最後に三つの自治体の報告書を用意していただいているんですが、それぞれ取り組む内容と段階が若干ずれておりまして、我孫子市の場合は、基本的には補助金全廃というふうにして、すべて公募制というふうにしたこともあるんですけども、こういう公募型のものを毎年審査してこういうふうに見ていっているという形になっておりまして、こちらで行っているのとは、進め方といいますか、補助金に対する扱い方が違っております。

多摩市のものにつきましては、作業としては杉並区が最初から個別に見ていっているのに対して、これは私が座長でやっているんですけども、グループ別に一たん見て、その段階でのもので、さらに進めていくと作業的にはこちらで今やってきたような個別の評価ということになるのかなと思います。

そういう意味でいいますと、進め方の点では、新宿区の進め方が、大体同じようなやり方になってくるのかなと、そういう点で最終形態としてどういうものをイメージするかというときに一つ参考になろうかなと私は考えておりますが、今配付させていただいたということもありますので、また、これに従わなきゃいけないというものではもちろんないわけですけども、ただ、どういう観点から個別の補助金について審査してこういう結果になったと、1件1件について本文にそのまま文章で書いていくというよりは、この新宿区ですと、最後、別表という形で載せています。

ただ、その中で、特段注意を要しなければいけないものは、先ほど説明があったように、3ページから取り上げられているようなこういうような書き方で、さらに言えば、仕組みの面で先ほど言われたような、周期的に、例えば5年に1回見直すとか、その際に、これは役所の内部で見直すのか、それとも第三者機関を設置して行うのか、その第三者機関も5年目の節目だけに設置するのか、それとも毎年ある程度チェックできるような機関として常設するのかとか、いろんな論点があろうかと思いますが、全体の補助金の仕組み全体にかかわるようなこともあわせて、ここでの審査会での議論を進めてきた中で気がついた点も盛り込んでいきたいというふうに思っております。

それから、そういうような全体にかかわる点としては、特に団体に対する補助金に対しては繰越金の問題が、その都度指摘されることが多かったということもありますし、あるいは補助金と委託金との切り分けという点もあろうかと思いますが、そこら辺のデータもある程度入れるような形にする。あるいは今後そういった点についてきちんとやっていくよ

うにというような、全体を通した指摘ということもできるようにするとかというような形になろうかと思いますが、いかがでしょうか。

また、もう一つ重要なことは、この答申書をだれが書くかということもございまして、それがまた、最後にちょっとお諮りしたい点なんですけれども、ただ、イメージ的にはどうでしょう。ここでいうと、この新宿区のものがありますけれども、こんなような流れでまとめるのがわかりやすいのかなという気はいたしますが、どうでしょうか。この別表に当たる部分が、恐らくこの補助金適正化一覧表としてA3で配られているようなものが何らかの形で載っていくというようなイメージでしょうかね。

そういうようなことをちょっとイメージしているんですが、そういったことを念頭に置きながら、もう一度積み残されている個別の補助金について今から一つ一つ見ていきたいと思うんですが、時間が大分たってしまって恐縮ですけれども、これは、でも、きょうやらざるを得ないですね。

○財政課長 あとは進め方の問題になるかと思っておりますけれども。

○会長 ちょっとその前に、先ほどの件をお願いします。

○文化・交流課長 先ほどは申しわけございませんでした。文化・交流協会の収支計算書、お手元にお配りしたものに誤りがございました。ただいまお配りしたものに差し替えをお願いします。

○会長 はい、わかりました。

本来であればもう少し時間を残しておいて、一つ一つでも見ていこうと思ったんですが、大分たっておりまして、当初の時間は恐らく一つ一つ見ていくと大分超過してしまうだろうことが予測されますが、どうでしょうか。

○財政課長 次回以降の日程及び報告書のまとめ方について調整

○会長 すみません、私の方の進め方に不手際があつて、ちょっと当初の予定どおりの回数で終わらなくなりまして、本当に申しわけないと思いますが、やはり重要な補助金の問題ですので、万全を期して1回ふやさせていただいて、今のような形で進めさせていただきたいと。

先ほどちょっと説明いたしましたけれども、大体その報告書のイメージというものについてお話ししましたが、次回、もうちょっと何かこんな形、真ん中は白紙でも構いませんので、大体こんな構成になりそうだというものをちょっとお示しいただくのはよろしいかなとも。

○財政課長 会長と相談させていただいて。

○会長 はい。ただ、実際、中身をどういうふうを書くかというのは、まだそれはどうしましょうか、それは今決めた方がいいですか、次回決めた方がいいですか。それに関してはちょっと、いろいろなこういうものをまとめるまとめ方が、人数が少ないので全員がそれぞれ分担して書くという書き方もありますけれども、そうしますとまた、文体を初めとして、いろいろ難しい点があります。

○委員 文言などの統一性が。

○会長 起草委員というのを示してまとめるまとめ方もありますが、もしよろしければ会長一任という形にさせていただいて、もちろん、これはもう、皆様のご了解をとって最終案を決定させていただきたいと思いますが、そういう形で進めさせていただくということによろしいでしょうか。

(了承)

○会長 ありがとうございます。

本日は2時間ちょうどになりましたけれども、第9回の審査会を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。